

議案第 3 1 号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 6 年
川崎市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、食事の提
供の特例について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。